

大さん橋ホール ご利用にあたって

① 利用申込に関して

【仮予約申込の流れ】

(ご利用18ヶ月前、毎月第一平日9:30～受付開始)電話(045-211-2307)にて空き状況確認→予約を受付(※有効期間:3日間)→仮申込書FAX(045-211-2309)またはメールにて送信→3日以内仮申込書を返信(仮申込の返信がない場合、施設からの連絡なしにキャンセル扱いとします)→内容確認後、承認印を捺印し返信。申請者に仮申込書が届いた時点で、仮予約成立。

●仮予約有効期限

| 開催13～18ヶ月前 | 開催7～12ヶ月前 | 開催4～6ヶ月前 | 開催3ヶ月以内 |
|------------|-----------|----------|---------|
| 1ヶ月間 | 2週間 | 1週間 | 3日間 |

【本申込(施設申込書)の流れ】

仮予約有効期限内に、大さん橋公式HPより施設申込書をダウンロード→必要事項記入・捺印の上、ホール事務所宛(〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1-4)郵送→内容確認後、承認印を捺印し請求書(施設使用料)と一緒に返送。

② 利用料金に関して

- ・本申込(施設申込書)承認後1ヶ月以内に施設使用料半金をお支払いいただき、開催1ヶ月前までに残金をお支払い下さい。期日までにお支払いがない場合、キャンセル扱いとし申込を取り消します。
- ※支払い期日は請求書をご確認下さい。

●利用変更・キャンセルに関して

- ・主催者の都合により(利用期日、時間、場所等)申込を変更またはキャンセルされる場合、速やかにお知らせ下さい。支払いが済んだ施設使用料は下記参照下さい。

| 開催12ヶ月前 | 開催12～2ヶ月前 | 開催1ヶ月前 |
|---------|------------|-------------|
| 全額返金 | 半金(50%)支払い | 全額(100%)支払い |

③ 緊急地震速報

- ・緊急地震速報を受信すると自動的に音声流れます。解除、停止することはできません。

④ 津波警報

- ・東京湾内に津波警報が発令された場合、基準潮位を考慮しながら、施設使用を中止する場合があります。

⑤ 音

- ・隣接するレストランからパーティ等による音が漏れてくる場合があります。
- ・新港(赤レンガ倉庫)側の火災探知機からは、絶えず稼働音が発せられています。

⑥ 振動

- ・建物の構造上、激しい運動やダンスまた、数人が同じ様な動きをすると建物全体が揺れてしまうため、利用をお断りする場合があります(コンサート等は着席形式でお願いします)。

⑦ 床(ターミナル全体)

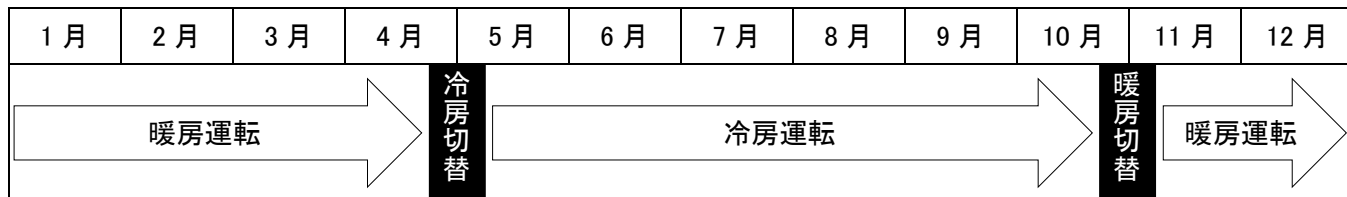
- ・板と板の間に隙間があるため、小さい物や書類等が床下に落下・挟まる可能性があります。安全のため催事中、床を開ける作業はできません(コイン・カード・アクセサリ・ハイヒール等)。

⑧ トゲ(ターミナル全体)

- ・ホール内で使用している床材はトゲが刺さり易いため、『手をついたり』『裸足になったり』すると危険です。**ホール内で裸足になることを禁止しております。特に小さいお子様にはご注意ください。**

⑨ 空調

- ・冷房、暖房または中間期において状況に応じた外気量調整による換気運転を行なっています。
- ・冷房期間中、暖房運転はできません。また、暖房期間中、冷房運転はできません。



※『4月末～5月初旬、冷房運転』・『10月末～11月初旬、暖房運転』切り替え期間となり、切替日（おおよそ2～4日間）は外気量調整空調となります。例年、切替日は未定で気候状況に合わせおおよそ1ヶ月前に決定します。

- 異常気象等による予想外の気温低下、上昇には対応できない場合がございます。また、夏季において外気温度が非常に高い時、冬季において外気温度が非常に低い時、必ずしも快適な空調ができるとは限りません。
- 吹き出し口の位置が異なるため、場所や人によっては空調の感じ方が異なる可能性があります。

⑩ 飲食に関して

- ・ホール内での飲食は可能です。簡易調理ができるパントリーも設置しております。ご利用後、当社指定業者による特別清掃等が発生します。また、ケータリング会社をお探しの際は**大さん橋ホールケータリング**のご案内を参照して下さい。

⑪ 火気（裸火）・危険物等に関して

- ・ホール内での火気使用は禁止されております。また、可燃性ガス、ガソリン、灯油等危険物の持込は原則できません。

⑫ 喫煙（ターミナル全体）

- ・ホール、CIQ、野外劇場、屋上広場、駐車場内等も含め全館禁煙です。
- ・喫煙は所定の喫煙所で行います。来場者の喫煙管理はご利用者の責任となります。
- ・万一、喫煙所以外での喫煙が発覚した場合、催事開催中でもホールのご利用を中止させていただきます。

⑬ 電源コンセント

- ・ホール内には電源コンセントがありません。必要な場合、別途取付け工事費が発生します。

⑭ 電波状況

- ・ワイヤレスマイク、携帯電話、無線LAN等の電波は立地、構造上安定した状態ではありません。特にワイヤレスマイクの電波は場所や時間によって影響されることがあります。

⑮ 臨時電話・インターネット回線

- ・臨時電話回線、インターネット回線（ADSL方式、VDSL方式）が必要な場合、利用者が直接NTTにお申し込みください。NTT工事料金以外に別途、施設の架設工事費がかかる場合がございます。

⑯ 搬入出車両に関して

- ・ホール内に機材、荷物等を搬入出する際、大さん橋駐車場（一部船客用）からの搬入出になります。週末や客船の入出港時等は非常に混雑し、満車になる場合もありますが、ホール利用者を優先することはできません。

⑰ 2tを超える搬入出車両

- ・2tを超える搬入出車両の場合（～10t）、大さん橋駐車場内への進入ができません。該当車両は岸壁乗入れ申請をご利用4営業日前に所定の書式をホール事務所までFAX(045-211-2309)またはメールにてお送りください。外航船入出港がある場合、原則岸壁乗入れができません。※岸壁利用の場合、申請及び警備費等の料金が発生します。

⑱ 屋上閉鎖

- ・悪天候（暴風雨・降雪）により、閉鎖する場合があります。閉鎖時、正面入口が導線として使用できなくなります。

⑲ 入場制限

- ・安全管理上、入場者過多と判断した場合、状況に応じ開催中でも入場制限をしていただく事があります。

- ⑳ 医療従事者の派遣
 - ・当ホールを格闘技興行のために利用する場合、主催者は自らの費用と責任で医師、看護師を派遣して下さい。
- ㉑ 緊急車両等
 - ・利用者が緊急車両を要請、警察等へ通報した場合、必ずその場で施設担当者までお知らせ下さい。
- ㉒ 野外劇場同時利用に関して
 - ・催事 3ヶ月前を目処にご連絡をお願いいたします。使用にあたり規制、料金が発生しますので合わせてご相談下さい。
- ㉓ 時間外利用に関して
 - ・施設担当者 2名の時間外対応費として@20,000円～発生します。※対応費は開催月に準じて、変更されます。
- ㉔ 施設利用中(準備撤去含む)に発生した事故・怪我・トラブル等について
 - ・利用者のみならず、関係者・来場者に関わる全ての事故・怪我等については主催者が全責任を負っていただきます。
 - ・施設、設備、備品等を損傷または紛失した場合、速やかに施設担当者へお知らせ下さい。修理、復旧費は主催者負担となります。
- ㉕ 関係機関への届出
 - ・申請及び届出の必要がある場合、当施設担当者と相談の上、主催者責任で申請及び届出を行って下さい。
 - ※提出された申請書類、原本またはコピー等を当館にご提出下さい。

| | |
|---|---|
| 催物開催届（レイアウト図面・タイムテーブル等） * 必須 * 催事 5 営業日前 * 2 部作成、申請後押印された申請書一部を当館に提出 | 横浜中消防署 予防課予防係 TEL.045-251-0119 横浜市中区山吹町 2-2 |
| 催事開催届（概要） * 必須 | 横浜水上警察署 警備課 TEL.045-212-0110 FAX.045-201-8400 横浜市中区海岸通 1-1 |
| 食品営業の許可申請 試飲飲食・食品販売の届出 * 催事 2 週間前 | 中区福祉保健センター 食品衛生課 TEL.045-224-8337 横浜市中区日本大通 35 |
| 酒類販売許可申請 | 横浜中税務署 酒類指導官部門 TEL.045-651-1321 横浜市中区山下町 37-9 |
| 音楽著作物使用許諾申込書等 | (社)日本音楽著作権協会 横浜支部 TEL.045-662-6551 横浜市中区日本大通 60 朝日生命横浜ビル内 |

上記に属する事態により、お客様に不都合が発生した場合、指定管理者(横浜振興協会・神奈川新聞社・ハリマビステム共同事業体)は一切の責任を負いかねます。予めご了承願います。

当「ご利用にあたって」に記載がない事項につきましては、直接お問い合わせ下さい。また、「大さん橋ホールご利用にあたって」は予告なく変更する場合がございます。